

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第六百九十五号

令和八年

十月十九日

月曜日

目次

告示

○道路の供用開始（三件）

公告

○公共測量の実施（十二件）

告示

山梨県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町下芦川 字寺下六六四番一地从先から 西八代郡市川三郷町下芦川 字寺下七五四番二地先まで	一九三・六	令和八年十月二十三日

山梨県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三百五十八号	甲府市伊勢二丁目二七三四番七地先から 甲府市伊勢二丁目二六八六番一地先まで	一七二・九	令和八年十月二十二日

山梨県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年十一月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三郷線	甲府市伊勢二丁目二六九三番一地从先から 甲府市伊勢二丁目二六八六番一地先まで	三九・四	令和八年十月二十二日

公 告

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県甲府市の一部

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により都留市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県都留市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により韮崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県韮崎市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県南アルプス市の一部

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県笛吹市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により上野原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県上野原市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲州市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県甲州市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県中央市全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により市川三郷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県西八代郡市川三郷町全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年三月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山中湖村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県南都留郡山中湖村全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県南都留郡鳴沢村の一部

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士河口湖町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図（地図情報レベル一〇〇〇））

二 測量の地域 山梨県南都留郡富士河口湖町全域

三 測量の期間 令和八年十月七日から令和九年二月一日まで